

地理に關する書誌の記事を輯しこれに按文を附し甚だ便利なるものなれども其按文中に柳得恭の説を剽竊せるにはあらざるかと思はしむるものあり

地圖に就て青邱圖大東輿地圖を解説せんとす、

青邱圖は二冊あり、寫本を以て行はる、青邱は朝鮮の雅名なり、純祖王三十四年甲午金浩然の撰みしものにして正祖王十五年辛亥に王命ありし按線表の法によりて作圖せしものなり、大東輿地圖は青邱圖の類を校訂し哲宗王十二年辛酉刊行せるものにして二十二幅あり、山川の位置正しく記名正確なれども道路は兩重要地間を直線を以て其所在を示し點を附して里數を示せるを以て其實を失せる部分あり、朝鮮舊地圖中の第一と稱すべきものにして賞嘆すべし、陸地測量部五萬分一圖或は二萬五千分一圖と併せ見るべし

以上地理研究の參攷書につきて大体を記せり、之を以て本章の終りとす、但し「朝鮮史の槩」は

之を完結せんとせば尙ほ數章を要すべく僅に第二章地誌類を以て終るべきにあらざれども種々の關係上こゝに擲筆することゝなせり

烟草の傳來に就て

文學士 川島元次郎

烟草の傳來に就て纏まつた史料は大日本史料第十二編之三慶長十年是歳の條に『是より先き烟草渡來し、是に至りて頗る行はる』といふ項に頗る能く網羅されてある、傳來の初めに就ては當代記創業記考異、歷代參考、相良家年代記、溫故年表、與富士物語、翁草等は慶長九年或は十年の頃とし、異本塔寺長帳、長崎古今集覽、長澤聞書等は慶長四年或は五年の頃となつて居る、一説に頗る早い時代に渡來したといふ説もある、崎陽古今物語に依れば永祿七年の頃と推定せられ、落穂集追加に依れば天正年中となるのである、三省錄は文

祿の役を背景として我國人は朝鮮にて之を吞習ふたと傳へて居る。

斯くの如く傳來の時期に就ては諸書互に異同ありて諸説一致しないけれども、慶長以前とする説は老人の記憶をたどりて數十年後に記したものであつて史料として極めて價値の乏しいものである。大日本史料が當代記、創業記考異等比較的正確なる史料によりて慶長十年の頃に之を掲げたるは當を得たることであると思ふ、最も長崎などへ入港する南蠻船、即ち葡萄牙船の乗組員の中に喫烟する者があつてそれを見倣ひ、我國の船夫、貿易商人などが葡國人より烟草を譲り受けて私に喫烟をしたことが慶長以前に斷じてないとはいへぬと思ふ、そうして其の種子の移植せられ廣く諸國に行はるゝに至つたのは慶長十年の頃よりである。傳播の路筋に就ては落穂集追加にいへるが如く、九州より漸次近畿關東に及べるやうである。

そうすると烟草は最初何處に移植せられ、何處から諸國に傳播したのであるか、これは研究に値することであると思ふ。與富士物語、翁草、三省錄蕪錄、長崎夜話草等には長崎櫻馬場に初めて之を移植したと傳へて居る、林維山は烟草を嗜み其の文集に

拙者性癖、有時吸之、若而人欲停之未能、聊因循至今、唯暫代酒當茶而已歟

といひ、

方今細馬輕轎、綺綾佩玉之薄倖郎、金雀銀麟翠蜀珠被之歌舞妓、朝遊于東阜、暮出于北野、必執此佗波古、以爲寄聲通意之媒、一吸一吞必相酬酢

といつて其流行の狀を述べて居るが、其傳播の初に就ては

此藥番舶載來、而自長崎達於群國、其盛行如此といつて矢張長崎説を取つて居る、本朝食鑑に烟

草の産地を擧げて、攝津服部の産を以て當世第一となし、大和吉野萱村の産を之に次ぐとなし、和泉の新田、甲斐の門前、小松、信濃の和田、玄古、上野の高崎、丹波の周山、常陸の赤土等の産を推し、而して

肥之長崎者、雖烟草初起之地、其産葉色黄青、氣柔薄、有臭而不足用耳

と記しあるけれども、薩隅烟草録は薩摩を以て本邦烟草栽培の濫觴として居る、

私は此等の説の外に一の新説を提供したいと思ふ、それは肥前平戸こそ始植の地であつたであらうといふのであつて、此の説を提出する前に説明の順序として、徳川幕府の出した所の喫煙禁止令のことを概略述べて見たいと思ふ。

烟草が初めて行はれた時代に於て其功用若くは害毒に就て様々の説があつた、これを喫すれば諸病を治すといふものあり、恍惚として愉快なる氣分

になるといふので或は烟酒と名づけ或は長命草と名づけた、又醫者は烟草葉を煉製して膏藥を作り腫物の膿を吮はしむるに用ひ、遊蕩の男女は烟草に依りて羅山の所謂聲に寄せて意を通ずるの媒となし之を相思草といつた、當時こせ瘡といふ皮膚病が流行したが烟草を喫む者は之に冒さるゝことなしと噂された、けれども之に反して喫煙すれば祟るといふものあり、悶絶して終には頓死するといふものあり、平生之を喫する者には發病の時藥を投ずるも其効なしといふものあり、徒らに財寶を煙にして損ありて益なしと經濟的に論ずるものあり、『日の本の人をはからんその爲にたはかり草を渡しこそすれ』など排外思想を鼓吹する者もあつた、それで利害の論は人々の意見に任せるより外はないが、これが社會の安寧秩序を害する恐あるに至りて行政上の處分を加ふるに至るは、已むを得ざることであると思ふ、當代記に依れば當時遊

蕩の若者等喫烟に託して徒黨を組み、大烟管を腰にさし或は下人にかつがせ京中を横行し、人に喧嘩を吹きかけなごして秩序を紊すこと夥しかつた其徒黨の長は左門といふ者で徒黨の名稱を荆組といつた、これは喧嘩をしかくる故である、そうする一方には之に對抗する一團が出来て其名稱を皮袴組といつた、これは荆にも負けないといふ意味である、斯くの如き有様であるから幕府當路者は之に向て何とか行政處分を加へざるを得なかつた、さうして喫烟の利弊を講究してどうも人跡に害毒を及ぼすものであるといふことも判り、火の要心もわるいといふやうな考からして終に斷然禁止の令を出すことになつたのは慶長十四年七月十四日のことであつた、これは英國に於てジェームス一世が始めて禁令を出した所の一六一九年より十年早く一六二四年羅馬法皇ウルバノ八世が禁令を出した時より十五年以前である、つまり我國

に烟草の傳來したのは歐羅巴よりも遙か後年のことであつたが、其禁止令は世界で最早く發せられた次第である。けれども歐羅巴に於ての禁令が其効を奏せなかつたのと同じく我國に於ても幕府の禁令は容易に行はれなかつたのである、崎陽古今物語に「譬へば容顏美麗なる娼婦遊女よりも迷ひ深きは此たばこ也」とあるが如く一度喫烟の習慣を得たものはこれを自制するは容易でない、林羅山の如き學者ですら若い時からこれを停めやうと思ふても停められない、因循今に至るといつて居る、そこで江戸幕府が慶長十四年七月十四日を第一回として翌慶長十五年十月十四日に第二回の禁令を出した、この時は十月九日駿府城の臺所より火を失し大事に至つたが、これは烟草の火より發したと噂されたからである、尋で慶長十七年八月六日第三回の禁令を出して

一たび、吸非被制止之説、然上りかふ者迄も於有見付輩者双

方之家財を可被下也、若又於路次見出付而者、たばこ并賣主を其在所に押置可言上、付來馬荷物以下改出候者に可被一事
附於何地もたばこ不可作事

と定めた、即ち前二回は唯禁令を出すのみで犯則者の處分を定めなかつたが、是に至りて之を規定し、財産の沒收を行ふことを令したのである。それで諸藩に於ても夫々之に倣ひて禁令を其領内に出して居る、けれども烟草の密賣は容易に止まな
い、これを茶を唱へて行商し、延命茶など稱して喫烟するもの所在其跡を絶たなかつた、幕府當路者は深く之を憂ひ、元和元年六月二十八日更に第四回の禁令を發した、此の時丁度平戸に於ける英國商館長リチャード・コックスは其日記に次のやうな記録を留めて居るのである

1615 August 7. — Gonoseo Dono came to the English howse and amongst other talk told me that the King had sent hym word to burne all

the tobacco, and to suffer non to be drunk in his government, it being the Emperours pleasure it should be so; and the like order given thoroughout all Japan.

And that he, for to begyn, had burned 4 piculls or C. wight this day, and cost him 20 taies pico; and had given orders to all others, to doe the like, and to pluck up all which was planted. It is strange to see how these Japans, men, women, and children are besotted in drinking that herb; and not ten years since it was in use first.

此のゴノスコドノといふのは平戸の領主松浦肥前守隆信の一族で、平戸の奉行役であつた松浦權之助信忠である、即ち八月七日、權之助信忠が英國商館に來り四方山物語の中に當時江戸參勤中の肥前守隆信から命令があつて、貯藏の烟草の全部

を燒却し、其領地内に於ては喫烟を嚴禁すべきやう申越した。これは兩皇帝即ち家康秀忠の意志に依るのであつて同様の禁令は日本全國に發布された、といふ、そこで權之助殿は禁令の實行を始めたる爲、今日四ビコルの烟草を燒却したが一ビコル二十テールの原價であるから八十テールの損失である、而して領内一般之に倣ふべきことを命じ、作付の烟草は凡て之を抜き取らしめた、どうも日本人が男も女も小兒までも喫烟の風に耽溺するのは不思議である、而もそれが行はれてから十年も経たないのであると、斯様にリチャード・コックスの日記に記されてある、さうすると割合に早い時期に於て平戸に喫烟の風行はれ、現に烟草を平戸に於て栽培したとが明かである、元和元年から十年前とすれば恰も慶長十年であつて烟草傳來の初期に當ることは前既に述べた通りである、一体平戸は早く外國の文物に接觸した土地であつて、内

地の人が夢にも知らないやうな外國の産物を手に入れ、早く實用に供して居た例が少くない、例へば甘薯の如きも此の元和元年に既に琉球から輸入され、平戸に始めて栽培された、それは英國商館の雇船シーアドベンチュア號が印度支那に向つて航海中損所を生じ、琉球に避難した時船長ウィリアム・アダムス等が甘薯を發見して之を買入れ平戸に齎らし歸つたのであつて、一六一五年即ち元和元年六月十九日リチャード・コックスは商館の隣地に畑地を借入れ一ケ年一テール即五シルリングの地料を拂いて始めて甘薯を植附けた、これは彼が日記に言明せる如く日本に於て未だ曾て植附けられざる植物であつたのである、そこで烟草が此の地に割合に早く栽培されたとすれば、その動機は何であつたであらうか、私は尙一步進めて、論究して見たいと思ふ、

異國御朱印帳を按ずるに慶長九年甲辰十一月二十

七日附平戸の領主松浦法印鎮信は迦知安行の朱印状を受けて居る、此の迦知安といふ地は何地であるか、古來定説がないのみならず、學者の間に全く不明の土地となされて居る、林大學頭の通航一覽は

交趾土産、椰子井油、椰子油木は日本棕櫚に似て長大也、其葉は甚廣く屋を覆ふ、カチャンと云者はなり、其樹皮と子の殻皮は舟の綱とするに千年不朽

とある華夷通商考の文を引て

もしくはこれ交趾國の小地名にして猶たんばこ、さんごめ二物の如く其産する所を以て其物の稱とせしもの歟

といひて極めて朦ろげに交趾の小地名かと考へて居る、けれども交趾地方にカチャン又は之に類似の地名あるを聞かず、私は色々穿鑿を試みて終に次のやうな推定説を立てやうと思ふのである、それは迦知安行の朱印状を出したのは此の時一回きりで前後に全くない、隨て異國御朱印帳に迦知安といふ文字の用ひられたる所は一ヶ所のみであつ

て外にはない、それで此の迦知安の知は加の間違であるまいかと思ふのである、即ち迦知安は迦加安の間違であるまいかと思ふ、さうすると迦加安ならばさういふ地名は何處にあるかといふに、これは此の當時航海家の使用した所の航海圖を調べると、すぐ判明する、現存する諸種の航海圖を照合するに高砂國即ち臺灣と呂宋島との間の海峡即ちバシ海峡とバリンタン海峡附近に北より順にタバコ、バハヤン、カガヤン等の島名がある、文學士柴謙太郎氏は此等の島名の考證を試み、タバコはポテル、トバコ (Hotel Tobago) バハヤンはバブヤン (Babuyan) カガヤンはカラヤン (Calayan) と斷定せられた (歴史地理第六卷第一號 前二者は明確であつて疑を容るゝ餘地がないがカガヤンをカラヤンとするは首肯するを得ない、音韻轉訛の實例に於てラをガとするが如きは殆どないことである、これは明かに呂宋島の東北端なるカガヤン

(Cagayan) 州を指したものであつてバグヤン諸島と一葦帶水を隔つる地方である、原圖に記入したる文字の位置から考ふるも斯く解するを至當と思ふ、それで私は迦加安はカガヤンであつて即ち呂宋島の東北端の州であるを考へ、隨て異國御朱印帳に出でたる迦知安は此のカガヤンの間違であるを推定しやうとするのである、此州は所謂マニラ烟草の主産地であつてカガヤン川州の中央を貫流し其流域に肥沃なる平野を開き、河口のポート、アバリ (Port Apurri) の如きは誠に安全なる好錨地である、で此のフィリピン諸島が西班牙人の占領に歸し、一五六五年ミグエル、ロペズ、ド、レガスピ (Miguel Lopez de Legaspi) が始めてセブ島を略取し、サンミグエルの植民地を建設し、一五六七年西班牙國王フィリップ二世の榮譽の爲に此群島をイラ、フィリピナスと名けてより着々諸島を平定し、一五七一年呂宋島にマニラ市を建て政廳を此處に開いてからは西班牙政府は全島の開發に全力を注ぎ米大陸に於ける其新領地ノバ、イスバニア即ち今のメキシコには太平洋岸にアカブルコの港市を開きてマニラ、アカブルコ間毎年二度の艦隊を往復せしめて本國との連絡交通を取つたのである、そこで烟草は元米大陸の原産物で、其名はメキシコの一州タバスコ (Tabasco) より出でた位であるから、西班牙人は此珍草を米大陸より移植して呂宋島の各地に栽培を試みた次第である、以上によりて推斷を下すならば、何事にも機先を制するに敏捷なる平戸の領主松浦法印鎮信は、我國に於て烟草が未だ廣く行はれざる慶長九年十一月に於て早くも迦加安地方より烟草の輸入を計劃し、之に向て朱印船を出帆せしめたのであると解するを以て失當にあらずと信するのである、斯様なる動機からして平戸に於て割合に早く烟草の栽培を見た次第であると思ふ、隨て其の種子は外人

の齎し來つたものでなく、我が朱印船のカガキャンより齎し歸つたものであると考へるのである。

私は先年平戸に行きて其地の舊家に就て古文書を見たのであるが、木引田町の藤川藤吉氏方に於て二三の面白き文書を見た、同家の祖藤川藤左衛門は長崎出島銀場の役人であつて其妹は阿蘭陀通詞横山與三右衛門の妻であり其子忠兵衛は京都角倉氏の朱印船に乗て海外貿易に従事したこともある家柄であるが、其家に宛て、京の角倉の家人から音信物の禮狀を多く寄せて居る、其中に烟草を贈られたる禮狀が五通ばかりあつたと記憶する、平戸の烟草は上方に於て賞美されたことが判るのである、平戸に於て政府の專賣制度實施まで煙草を栽培して居たことは畏友山鹿文學士が私に告げられた實話である。

以上迦加安に關する考證は昨年九月大阪朝日新聞社より出版した所の拙著徳川初期の海外貿易家

中に之を論究して置いたのであつて、さうして平戸を以て烟草の始植地と推論することは同書に於ては未だ言及しなかつたことである。

批

評

『肥後に於ける裝飾ある古墳』

及横穴

〔京都帝國大學文科大學〕
考古學研究報告第一冊〕を讀む

文學博士 喜田貞吉

一、概評

肥後及び筑後地方に於て一種の裝飾を有する古代墳墓の現存する事は、夙に學界に紹介せられ、斯道學者の注意を惹く所なりしが、近來熊本縣に於て遺蹟調査保存の舉ありて、更に少からざる新例を學界に提供するに至れり。我が濱田助教これに見る所あり、昨年末より本年初に涉り、梅原教務囑托を隨へて其の實地を調査し、其中肥後に